## 東京オリンピック・パラリンピックの開催に関する提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 開催に向けた環境整備等

(1) 気運醸成に資する全国的な取組みを実施するとともに、地域の活性化につながる財政措置を含めた支援を行うこと。

また、地域資源を最大限に活用した観光振興・国際交流を推進するとともに、 訪日外国人の受入態勢の整備等に対する取組みを支援すること。

さらに、広域にわたる市町村と民間の連携によるインバウンド観光推進の取組 みに対し、支援制度を創設すること。

- (2) 各地の製品・資材・産業技術等を活用し、中小企業の振興につながる取組みを実施すること。
- (3)選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応及びボランティアの育成等を推進すること。
- (4) 選手や指導者の育成に係る支援を拡充すること。
- (5) 治安対策及び感染症対策について万全を期すること。
- (6) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政 的な支援措置を講じること。

また、地方の文化を発信する機会となるよう、十分配慮すること。

## 2. 開催に向けた施設整備等

- (1) ナショナルトレーニングセンターの拡充整備を推進すること。 また、地域スポーツ施設の改修や機能向上等に対する十分な財政措置を講じる こと。
- (2) 合宿誘致及び各種競技大会の地方開催を支援すること。
- (3) 競技会場等におけるユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。あわせて、心のバリアフリーの普及啓発を推進すること。
- (4)日本文化を世界に向けて発信するための施設整備について、財政支援制度を創設すること。
- (5) 歴史的風致の維持向上のための財政支援制度を創設するとともに、歴史的遺産

- の保存・伝承に対する支援制度の拡充を図ること。
- (6) 外国人観光客に対するホスピタリティの向上に向け、観光案内所等の観光施設整備に対する支援制度の拡充を図ること。